

保全ニュース 九州

第64号 (2020年12月)

今号の内容

- P1 保全実態調査結果送付
- P1 九州管内の結果について
- P1 令和3年度保全実態調査に向けて
- P2 令和3年度建築保全業務労務単価の公表
- P2 温室効果ガス排出抑制
- P3,4 政府実行計画について
(九州環境事務所より)

令和2年度 保全実態調査の結果を送付しました！ ～ ご協力ありがとうございました ～

この度、官公庁施設の建設等に関する法律第13条第2項の規定に基づく保全実態調査について、官庁施設情報管理システム(BIMMS-N)にご報告いただいた内容が確定しましたので、各施設保全ご担当者(ブロック官署)の皆様へ、結果一覧表を送付させていただきました。



表中には、各省各庁が策定する「インフラ長寿命化計画(行動計画)」において目標と位置付けられている「総評点」などの項目もありますのでご確認のうえ、今後の施設管理業務等にお役立て下さい。

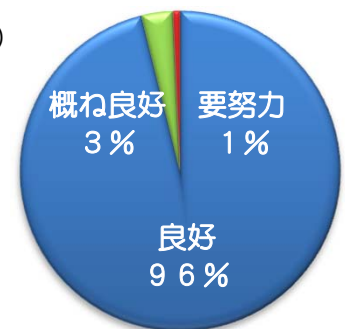
併せて、BIMMS-Nの報告内容(光熱費)を基に、所管されている施設のエネルギー使用状況の資料を参考送付させていただきました。政府実行計画の取組みの推進等にお役立て下さい。

保全の状況が「良好」な庁舎等の割合が上昇

令和2年度保全実態調査について、調査の結果をお知らせします。九州管内の庁舎等の保全状況が「良好」とされた施設(総評点80点以上)の施設が、**4ポイント上昇し、96%**となり、「要改善」とされた施設(総評40点未満)の施設がゼロになりました。評価項目別平均点でも、「良好」とされた施設の割合が前年度より高くなっており、引き続き施設管理者の方に置かれましては、「良好」な施設の維持をお願いします。



九州管内の庁舎等の結果
(宿舍等除く)



令和3年度の保全実態調査に向けて

令和3年度の保全実態調査に向けて、**今年度の施設の変更(新築、取壊し、用途廃止、所管換等)**に関する情報提供を、例年1月頃に、整備局から各施設管理者の皆様へ情報提供の依頼を行っております。これは、次年度の調査に先立ち、国土交通省がBIMMS-Nの登録情報を事前に変更するために必要な作業となります。

<登録の対象施設> すべての国家機関の建築物及びその附帯施設(官庁施設)

(注:無人施設、公借施設、民借施設、宿舍等も対象です)

- ① 追加施設 → 新築施設、別地への建替え施設 など
- ② 削除施設 → 取りこわし施設、用途廃止施設 など
- ③ 資産グループ変更施設 → 他省庁への所管替、同一省庁内で他部局へ所属替、合併 など

※例年、1月頃に依頼しております。詳細につきましては添付する提出要領等をご確認下さい。
お忙しい時期とは存じますが、ご協力よろしくお願い致します。

令和3年度 建築保全業務労務単価を公表

毎年度実施している建築保全業務労務費の調査に基づき、令和3年度建築保全業務労務単価を公表しましたのでお知らせします。建築保全業務労務単価は、各省各庁の施設管理者が、建築保全業務共通仕様書を適用する業務に関し、建築保全業務積算基準及び建築保全業務積算要領により官庁施設の建築保全業務に係る費用を積算するための参考単価として作成したものです。

同単価については、各省各庁宛てに参考送付しておりますが、下記国土交通省ホームページにも掲載しております。

～ 国土交通省HP リンク先 ～

https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk3_000006.html

令和3年度 建築保全業務労務単価

検索



※国土交通省HP内「政策・仕事」→「官庁営繕」→「官庁施設の保全」→

「官庁施設の保全に関する法律・基準類」→【3. 建築保全業務の発注に関する基準類】→「(4)建築保全業務労務単価」

温室効果ガス排出の抑制に向けて

1 温度設定は19℃で

冬の暖房温度は、**19℃**で！

設定温度と実際の温度が乖離している場合がありますので、室内に大きな温度計を置くなどして実際の温度で管理しましょう。



温度測定器は室温が19℃になるように設定変更を！

2 空調機のフィルターの定期的な清掃と交換の実施

定期清掃(シーズンイン清掃等)を行わない場合には、行った場合と比較して約1.5倍の電気の浪費になる場合もあります。

3 温水洗浄便座と便座の蓋

タイマー等の省エネ機能がなければぜひ利用しましょう。便座保温・温水の設定温度が高い場合は、少し下げてみてはいかがでしょうか。

また、使用後は、**便座の蓋を閉めてから流すこと**で、**ウイルスの飛散を抑制する効果**が期待できます。蓋を閉めておくことは、暖房便座からの熱放散を抑制し、**省エネにもつながります！**

(1日あたり約15% (0.11kWh)の省エネ。電気代にすると年間約1000円の節約。)



4 全熱交換機の運転モードの確認

「全熱交換機」は、室内換気をする際に、屋外に排気する空気の熱エネルギーを再利用するもので、省エネに非常に有効的な設備です。

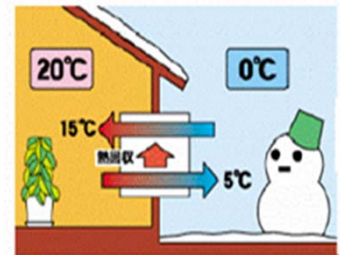
事務室等の冷暖房を「個別空調機」で対応している場合に、よく設置されています。「熱回収モード」と「普通換気モード」があり、**冬季の空調運転時は、「熱回収モード」で運転してください。**(空調を行わない場合(中間期)は、「普通換気モード」で運転してください。)



拡大(表示例)
ロスナイ換気=熱回収モード



全熱交換機
(天井面等に
あります。)



全熱交換のイメージ

5 OA機器、その他の機器

使用していないOA機器等の電源プラグを抜くことにより、待機電力が削減できます。

待機電力使用量は結構多い！



九州環境事務所からご寄稿頂きました！

～ 政府実行計画について ～

例年であれば、保全連絡会議にて、九州環境事務所より講師をお迎えして、「政府実行計画」に関するご講演を頂いておりますが、残念ながら今年度は会議が中止となりました。しかし今回、九州環境事務所のご厚意により、保全ニュースへ「政府実行計画」に関する記事をご寄稿頂きました。

次ページ以降の記事も是非ご一読をお願いいたします。

政府実行計画について

～ 政府のオフィスや公用車等に関する温暖化対策計画 ～

1. 政府実行計画について

<政府実行計画の概要・策定経緯>

- **地球温暖化対策の推進に関する法律**（平成10年法律第117号）に基づき、政府は、地球温暖化対策計画に即して、政府のオフィス等に関する温暖化対策の計画である政府実行計画を策定するものとされている。
- **平成28年5月**、地球温暖化対策計画（我が国の地球温暖化に関する総合計画）の閣議決定と併せ、**新たな政府実行計画**を閣議決定。
- また、同日付で**地球温暖化対策推進本部幹事会**（全省庁局長級会合）を開催。「政府実行計画」を効果的に実施するための具体的・細目的措置を定める「**政府実行計画実施要領**」の他、今回の「政府実行計画」の中心的な対策である**LED照明の導入や省エネルギー診断の実施に当たっての考え方等**を申し合わせた。
- **平成29年3月**には、**各府省庁の実実施計画**を公表。

<政府実行計画の対象・期間・目標>

対象事務及び事業	・政府の各行政機関が行うすべての事務・事業
計画期間	・2016年度から2030年度までの期間を対象とする。 ・ただし、2020年度中に、2021年度以降の政府実行計画について見直しを行う。
削減目標*	・2013年度を基準年として、庁舎等の施設のエネルギー使用・公用車の使用等に伴う温室効果ガスの 2030年度における排出量を政府全体で40%削減 することを目標とする ・中間目標として 2020年度までに政府全体で10%削減 することを目標とする。
個別対策に関する政府全体の目標	1. 公用車に占める次世代自動車の割合 ・2030年度までに代替可能な次世代自動車がない場合を除き、公用車の ほぼ全て を次世代自動車とすることに向けて努める。 ・2020年度の間目標として、公用車の 4割程度 を次世代自動車とすることに向けて努める。
	2. 公用車の燃料使用量 ・公用車で使用する燃料の量を、2013年度比で、2020年度までに概ね 15%以上削減 することに向けて努める。
	3. LED照明の導入割合 ・LED照明のストックでの導入割合を、2020年度までに 50%以上 とすることに向けて努める。
	4. 用紙の使用量 ・用紙類の使用量を、2013年度比で、2020年度までに概ね 10%以上削減 することに向けて努める。
	5. 事務所の単位面積当たりの電気使用量 ・事務所の単位面積当たりの電気使用量を、2013年度比で、2020年度までに概ね 10%以上削減 することに向けて努める。
	6. エネルギー供給設備等における燃料使用量※ ・エネルギー供給設備等で使用する燃料の量を、2013年度比で、2020年度までに概ね 10%以上削減 することに向けて努める。 ※施設における都市ガス、LPG、灯油、重油、軽油、ガソリン等の使用量の合計
	7. 事務所の単位面積当たりの上水使用量 ・事務所の単位面積当たりの上水使用量を、2013年度比で、2020年度までに 10%以上削減 することに向けて努める。

*電力排出係数の改善効果は2020年目標では含まず、2030年目標では含めている（25%程度の効果を想定）。政府の船舶・航空機の使用に伴う排出及び福島県内で国が実施中の東日本大震災関係の廃棄物焼却に伴う排出については対象外。

2. 政府実行計画に基づく主な対策（対策例「LED照明の導入」）

基本的な考え方

■地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定）において、「LED等の高効率照明が、2020年までにフローで100%、2030年までにストックで100%普及することを目指す」とされていることを踏まえ、政府自らが率先してLED照明を導入することとする。

■そのため、政府全体のLED照明のストックでの導入割合を、2015年度の6.5%から、2020年度までに50%以上とすることを目指す。

導入方針

■庁舎の新築・改修時には、原則としてLED照明を導入する。

■既存照明の更新時には、

●設置・更新後15年を経過している照明については、原則として2020年度までにLED照明への切替えを行う。

●LED照明及びHf蛍光灯以外の照明機器（FL蛍光灯等）は、2015年度時点で設置後15年以上経過していないものも含め、執務室及び照明の使用形態が執務室と同様の場所において、設置年数が古いものから順に、原則として2020年度までにLED照明への切替えを行う。

■上記の際には調光システムを合わせて導入する等。

※特記事項：LED照明の導入工事は、予算要求から施工完了まで3～4年以上要する場合がありますため、計画的な導入をお願いします。

その他の主な対策としては、省エネルギー診断の実施や、BEMSの導入、次世代自動車の導入等があります。

3. 2018年度における政府実行計画の実施状況

■温室効果ガスの総排出量削減についての取組は徐々に進んできており、特に、電気の排出係数の改善により、2018年度は基準年度である2013年度に比べ9.0%の削減となった。

■温室効果ガス総排出量以外の数量的目標については、

●事務所の単位面積当たり電気使用量は基準年度から2.4%減少。LED照明の導入割合は基準年度から8.5pt上昇、用紙使用量は基準年度から13.4%減少。

●エネルギー供給設備等における燃料使用量については基準年度から0.4%増加。事務所の単位面積当たり上水使用量については基準年度から5.2%増加。

●公用車の燃料使用量は基準年度から12.1%減少。次世代自動車の割合については基準年度から7.3pt上昇。

●現在、LED照明の導入率は15.0%、次世代自動車の導入率は17.4%となっており、現行の導入計画による見通しも目標から乖離しており、今後、導入計画の見直しを促す必要がある。

■2018年度末時点の省エネ診断の実施率は第1段階対象施設の79%であり、2019年度実施予定の施設を加味しても、100%とした目標を達成しない見通しであり、未達の府省については取組を促す必要がある。

■2018年度末時点のBEMS導入率は、政府全体で第1段階対象施設の69%であり、昨年度から導入率が変わらない。未導入の府省について導入を促す必要がある。

■2020年度の削減目標の達成に向けて、LED照明の導入、省エネ診断の実施、BEMSの導入を一層進めていくことにより、事務所の電気使用量やエネルギー供給施設等における燃料使用量の削減を推進する必要がある。

◆「政府実行計画」の実施状況については、下記環境省HPIにも掲載されており、各省庁別の実績等も確認できます。

～ 環境省HP リンク先 ～ <https://www.env.go.jp/earth/report/h30-01/2018.html>

■公共建築相談窓口

《総合相談》

営繕部計画課 TEL 092-476-3535

《福岡・佐賀・長崎県の保全担当》

営繕部保全指導・監督室 TEL 092-476-3539

《熊本・大分県の保全担当》

熊本営繕事務所技術課 TEL 096-355-6122

《宮崎・鹿児島県の保全担当》

鹿児島営繕事務所技術課 TEL 099-222-5188

〒860-0047 熊本市西区春日2-10-1

〒892-0812 鹿児島市浜町2-5-1

■編集事務局

九州地方整備局 営繕部 調整課 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7

TEL 092-476-3537 FAX 092-476-3486 E-メールアドレス：gqr-tatemono-hozen@mlit.go.jp